

# 栄区連合町内会会則

(名 称)

第1条 本会は、栄区連合町内会(以下「会」という)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、栄区役所地域振興課に置く。

(目 的)

第3条 本会は、区内各地区連合町内会相互の連絡を緊密にし、地域社会の振興を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 区内各地区連合町内会の連絡調整及び他の各種団体との連絡協調に関すること。
- (2) 各地区連合町内会から提出される広報連絡事項並びに関係行政機関及び各種団体からの広報伝達協力に関すること。
- (3) 地域に共通する諸問題の調査研究。
- (4) その他本会の目的達成に必要な事項。

(構 成)

第5条 本会は、区内の各地区連合町内会長をもって組織する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
  - (2) 副 会 長 若 干 名
  - (3) 幹 事 若 干 名
  - (4) 会 計 監 査 2 名
- 2 役員は、構成員の互選による。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 幹事は、研修及びその他行事の企画立案にあたる。
- 4 会計監査は、本会の会計を監査する。

第8条 役員の仕事は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第9条 本会の会議は、定例会及び臨時会とし、会長が招集し議長となる。

2 定例会は月1回開催し、臨時会は必要により開催するものとし、次の事項を協議する。

- (1) 各地区連合町内会、各種団体及び関係行政機関から提出される広報等連絡伝達事項。
- (2) 予算決算に関すること。
- (3) 会則に関すること。
- (4) 新設の地区連合町内会の区連会加入に関すること。
- (5) その他本会の目的達成に関すること。

(参 与)

第10条 連絡会に参与を置くことができる。

2 参与は、連絡会の議を経て委嘱する。

3 参与は、連絡会において相談をうけまたは意見を述べる事ができる。

(経 費)

第11条 本会の経費は、会費、市、県助成金、分担金、寄付金等をもってこれに充てる。

(事務の委託)

第12条 本会は、区役所職員に対し、金銭出納保管及び事務処理について、所定の手続きを経て委託することができる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

附 則 この規約は、昭和61年11月 3日から施行する。

一部改正 平成 4年 5月20日

一部改正 平成 6年 7月 1日

一部改正 平成15年 1月20日